

「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」 の策定について

国土交通省国土技術政策総合研究所 ○堤 達也*1

同 上 伊藤弘之*1

同 上 塩崎修男*1

By Tatsuya TSUTSUMI, Hiroyuki ITO, Nobuo SHIOZAKI

国土交通省国土技術政策総合研究所では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の成立を踏まえ、競争参加者に技術提案を求め、価格と性能等を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式のより一層の活用促進を図ることを目的に、学識者等による検討委員会を設置し、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」をとりまとめたので報告する。

本ガイドラインでは、特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択することとしている。また、総合評価方式の実施手順、技術提案の審査・評価方法、総合評価による落札者の決定方法、実施に当たっての留意事項について記載している。

【キーワード】品確法、入札制度、総合評価方式

1. はじめに

平成17年4月に施行された品確法において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

国土交通省においては、平成11年度より大規模かつ難易度の高い工事を対象に、ライフサイクルコストを含めた総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境の維持や交通の確保等の社会的要請事項に関する技術提案を入札者に求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式を試行してきたところであるが、公共工事全体の品質の確保のためには、より小規模で難易度の低い工事においても総合評価方式を適用していくことが求められる。

このため、国土技術政策総合研究所においては、総合評価方式のより一層の活用促進を図ることを目的に、平成17年5月に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）を設置し、総合評価方式について、

より規模の小さな工事やより難易度の低い工事においても活用する観点から検討を進めてきた。このたび、委員会の成果として、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」をとりまとめたので報告する。

2. ガイドラインの概要

(1) 総合評価方式の選択

特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択する（図-1参照）。

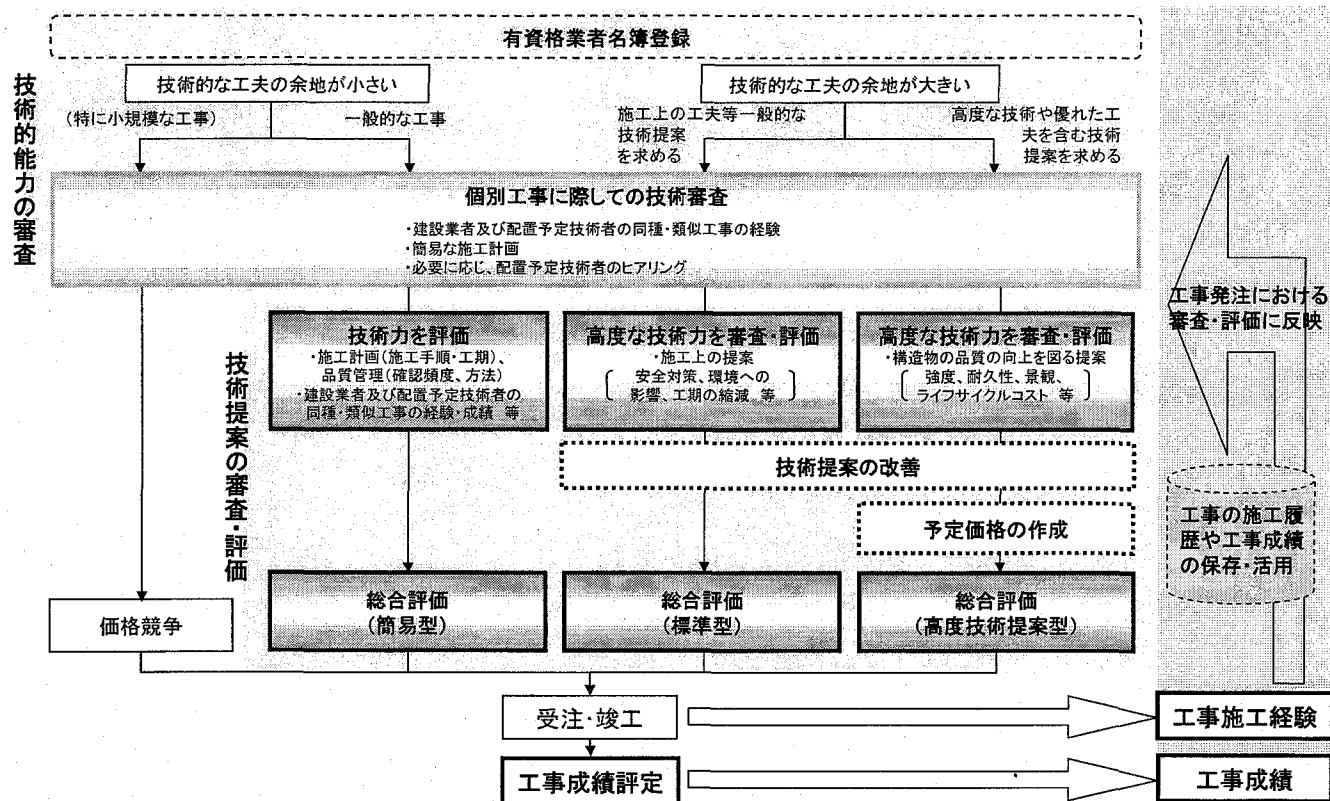
a) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

b) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、

*1 建設マネジメント技術研究室 029-864-4239



※個別工事に際しての技術審査:建設業者の施工能力の確認を行う。

※技術力を審査・評価:技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。

※技術提案:一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※総合評価:技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図一 1 公共工事における技術力の評価・活用

工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

c) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

(2) 実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順及び日数を示している。

(3) 簡易型における審査・評価

a) 適用の意義

近年、公共工事における不良工事が増加する傾向にあり、十分な性能・機能が確保できない、施工不良に伴う補修工事等により通行を規制する、供用開始時期が遅れる、あるいは工事に伴う騒音・振動対策が不十分である等の社会的便益の損失が大きい事例も見受けられる。簡易型を適用する工事規模が小さいものや

難易度が低い工事においては、技術提案の範囲が限定され、公共工事の価値(Value)の向上を図る一方で、こうした不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理の軽減にもつながるものである。これにより、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、事業効果の早期発見、工事の円滑な実施等の利益を享受することができる。

特に本方式は、公共工事全体に総合評価方式の適用拡大を図るため、本委員会でも新たに提案された方式である。

b) 技術的能力の審査

表一1に示す項目について、技術的能力の審査を行う。また、必要に応じて、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。審査の結果、審査基準を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない(指名競争入札においては非指名とする)。

表—1 技術的能力の審査基準

審査項目		審査基準
(少なくともいずれか一つの項目を審査)	工程管理に係わる技術的所見	・工事の手順が適切であること ・各工程の工期が適切であること
	材料の品質管理に係わる技術的所見	・コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること
	施工上の課題に対する技術的所見	・発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
	施工上配慮すべき事項	・施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績	・企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績	・企業の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工経験	・配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績	・配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること

c) 技術提案の評価

技術的能力の審査に用いた技術資料のうち、施工計画における工程管理や品質管理に関する資料を技術提案として評価する。また、企業の施工実績や地域に関する知見等、適切な項目を評価項目として追加することもできる。評価基準及び得点配分の設定の一例を図—2に示す。

(4) 標準型・高度技術提案型における審査・評価

a) 適用の意義

国民にとって最も有利な調達を行うためには、まず一義的にはより価値の高い工事を目指すことが求め

られる。特に、標準型・高度技術提案型を適用する工事規模が大きく、難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の価値(Value)をより高めることができる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等の利益を享受することができる。

b) 技術的能力の審査

技術的能力の審査は、簡易型と同様に行う。

c) 技術提案の審査・評価

① 技術提案の審査・評価

総合的なコストの縮減や工事目的物の性能、機能の向上、社会的要請への対応に関する技術提案を求め、提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。また、企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。

② 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

③ 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定

(1) 施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	7.5	/ 7.5
	工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	7.5	/ 7.5
	各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られない	0.0	

(2) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	類似工事の実績あり	0.0	

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2級土木施工管理技士	0.0	
過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	類似工事の実績あり	0.0	

(4) 得点合計

得点合計	/ 20.0
------	--------

価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成する

図—2 簡易型における評価基準及び得点配分の設定の一例

ことができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

(5) 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもの

のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、表—2に示す除算方式又は加算方式を基本とする。

(6) その他の留意事項

a) 評価内容の担保

落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容、及びその履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

施工において技術提案の内容に基づき履行できなかった場合に、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求、工事成績評定の減点等を行う。

b) 中立かつ公正な審査・評価の確保

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときには、あらかじめ

表—2 除算方式と加算方式の概要

	除算方式	加算方式
評価値の算出方法	評価値＝技術評価点／価格 ＝（標準点＋加算点）／価格	評価値＝価格評価点＋技術評価点 ※価格評価点の算出方法の一例 ① $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ② $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$
技術評価点の設定	標準点を100点、技術提案等に応じた加算点の満点を10～50点の範囲で決定する。	技術評価点の満点を10～30点の範囲で決定する。
特 徴	・ Value for Money の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。 ・ 入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。	・ 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標。

め学識経験者の意見を聴く。

c) 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

3. おわりに

本ガイドラインは、上述した本編、入札説明書等の記載例や評価項目の考え方等を整理した参考資料、主要な工種を対象に適用例を記載した適用想定集から構成される。委員会資料を含め、すべての資料を国土技術政策総合研究所のホームページ (<http://www.nilim.go.jp/>) からダウンロードできる。本ガイドラインが公共工事の発注に携わる担当者にとって参考となれば幸いである。

Establishment of “Guideline for Overall Evaluation Bidding Method with Technical Proposal in Public Works”

By Tatsuya TSUTSUMI, Hiroyuki ITO, Nobuo SHIOZAKI

National Institute for Land and Infrastructure Management, Ministry of Land, Infrastructure and Transport (MLIT) established the guideline, named “Guideline for Overall Evaluation Bidding Method with Technical Proposal in Public Works” for promoting the “Overall Evaluation Bidding Method with Technical Proposal” (OEBMTP), which is prescribed in “Act for Promoting Quality Assurance in Public Works”.

This guideline is helpful for not only MLIT but also local governments in charge of public works. It states that OEBMTP consists of three types; Simple Type, Standard Type, and Advanced Technological Proposal Type, and selects the type based on the nature of the public work project. It also explains that the procedure of these types, the methods of examining and evaluating a technical proposal, the methods of deciding the contractor and technical notes for implementing this OEBMTP.